

遊 漁 規 則

令和 6 年 1 月 1 日

櫛田川河川漁業協同組合

櫛田川河川漁業協同組合三重内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、櫛田川河川漁業協同組合が免許を受けた三重内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下端に「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（鮎）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムとするものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具漁法の制限）

第3条 次の表の「ア」欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ「イ」欄に掲げる漁法で「ウ」欄の期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 期 間
鮎	甲 竿釣（友釣）、投網、夜ぶり、刺し網、がり曳、ひっかけ、にぎりもち	友釣は解禁日～12月31日まで その他の漁法は8月1日正午解禁、但し友釣専用区域は9月1日正午解禁
	釣 竿釣（友釣）	解禁日～12月31日まで

（友釣専用区域の設定）

第4条 下記の区域及び期間を友釣専用漁場として設定する。

区 域	期 間
古 江 古江沈み橋から下流船戸瀬尻までの500メートル	解禁日～8月31日
丹 生 大川原瀬尻から下流300メートルまで	
茅 原 下町瀬尻から鈴木淵までの300メートル	
御麻生菌 高速道路橋より下流、沈み橋下流500メートルまで	
庄 岩太から下川原瀬尻までの800メートル	
三疋田 松阪多気大橋から下流800メートルまで	
相可射和 旧両群橋から下流800メートル	

(遊漁料及び遊漁料納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、組合が認めた身体障害者のときは無料とする。

魚種	漁 具 漁 法		遊漁料 (円)		備 考
			日券	年券	
鮎	甲	竿釣 (友釣)、投網、夜ぶり、刺し網、がり曳 ひっかけ、にごりもち		16,000	中 学 生 以 下 半 額
	釣	竿釣 (友釣)	3,000	9,000	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所若しくは、オンラインシステムにおいて、又は、組合の理事監事若しくは組合が遊漁承認 証の取り扱いを委託している者に納付しなければならない。ただしやむを得ない場合は、漁場監視員に納付することができる。

多気郡多気町相可 4 6 5 - 1 櫛田川河川漁業協同組合

(漁業承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をした時は、別記様式第1号による遊漁承認証 (以下「遊漁承認証」という) を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

3 漁場監視員は、漁場監視等について問題が生じたときは、理事の指示を受けるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

様式 (1) 遊漁承認証

No. _____	櫛田川河川漁業協同組合
〇〇年	
発行者名	遊 漁 証 (種類) (注意事項)
住所	
氏名	(才)

様式（２） 漁場監視員証

表

No	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
櫛田川河川漁業協同組合	印

裏

注 意 事 項
1 漁場監視の場合は携帯すること
2 遊漁者に対して必要な案内をすること
3 違反者発見の場合は、最寄りの理事又は組合長に連絡すること

漁場監視員

櫛田川河川漁業協同組合

追記

遊漁証の注意事項の内容

- 1 遊漁をするときは必ず腕に着用すること。
- 1 他人に貸してはいけません。
- 1 着用していない時は料金を徴収します。